

医政指発1031第1号
平成23年10月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長



AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010（市民用）の
とりまとめについて

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、研修内容については、「自動体外式除細動器（AED）の講習内容の取りまとめについて」（平成16年8月16日付け厚生労働省医政局指導課長通知）、「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針（市民用）について」（平成18年8月25日付け厚生労働省医政局指導課長通知）等に基づいて周知してきたところであるが、今般、（財）日本救急医療財団と日本蘇生協議会が組織したガイドライン作成合同委員会において、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）がとりまとめた「心肺蘇生にかかる科学的根拠と治療勧告コンセンサス（CoSTR）」に基づき、我が国の新しい救急蘇生ガイドラインとして「JRC（日本版）ガイドライン2010」が確定されるとともに、「救急蘇生法の指針2010（市民用）」が取りまとめられたので通知する。

今回の主な変更点の概要は以下のとおりとなっており、救急蘇生法の主な変更点（別添1）と救急蘇生法の指針2010（市民用）（別添2）の内容について御領知の上、管内の市町村（特別区含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようにお願いする。

記

- 1 心停止判断のための呼吸と観察の仕方、心肺蘇生開始の手順、胸骨圧迫部位の見つけ方、胸骨圧迫の強さとテンポ、子どもでのAED適応範囲、訓練を受

けていない市民への口頭指導などが変更された。

- 2 「小児に接する機会の多い人」を除く市民については、小児と成人に対する一次救命処置の手順を統一した。特に「小児に接する機会の多い人」は小児一次救命処置を習得することを推薦した。